

要届出毒物劇物業務上取扱者に関する手続の概要

提出書類	1	毒物劇物業務上取扱者届書
その他	毒物劇物取扱責任者設置届を同時に提出すること。	
提出部数	1部	
手数料	不要	
備考	対象となる事業は、1～4のとおり。	
	1	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を使用して電気めっきを行う事業
	2	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を使用して金属熱処理を行う事業
	3	次の①又は②の運送方法により、常時反復継続して行う省令で定めた毒物又は劇物の運送の事業 ①最大積載量が5,000kg以上の自動車若しくは被牽引自動車に固定された容器を用いて行う運送方法（タンクローリーを使用した運送方法） ②内容量が1,000L以上（四アルキル鉛を含有製剤では200L）の容器を大型自動車に積載して行う運送方法（大型容器をトラック等に積載して行う運送方法）
	4	砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を使用してしろありの防除を行う事業
提出及び問い合わせ先	事業所の所在地を所管する保健所	
	安来市	松江保健所衛生指導課 〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 （いきいきプラザ島根 3階） TEL：0852-23-1317
	奥出雲町、雲南市、飯南町	雲南保健所衛生指導課 〒699-1396 雲南市木次町里方 531-1 TEL：0854-42-9515
	出雲市	出雲保健所衛生指導課 〒693-0021 出雲市塩冶町 223-1 TEL：0853-21-1185
	大田市、川本町、美郷町、邑南町	県央保健所衛生指導課 〒694-0041 大田市長久町長久ハ7-1 TEL：0854-84-9806
	江津市、浜田市	浜田保健所衛生指導課

		〒697-0041 浜田市片庭町 254 TEL : 0 8 5 5 - 2 9 - 5 5 5 6
	益田市、津和野町、吉賀町	益田保健所衛生指導課 〒698-0007 益田市昭和町 13-1 TEL : 0 8 5 6 - 3 1 - 9 5 5 1
	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、 知夫村	隠岐保健所環境衛生課 〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町 塩口 24 TEL : 0 8 5 1 2 - 2 - 9 7 1 9